

一般社団法人秋田県サッカー協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人秋田県サッカー協会（英文名 Akita Pref. Football Association）と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を秋田県秋田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、秋田県のサッカー界を総括し代表する団体として、サッカー競技の普及及び振興並びに競技力の向上を図り、もって県民の心身の健全な発達と明るく豊かな県民生活の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) サッカー競技会の開催及び運営受託並びに公式記録の作成等に関する事業
- (2) サッカー技術の研究及び指導に関する事業
- (3) サッカーの指導者及び審判等の養成に関する事業
- (4) サッカーに係るチーム、選手、監督、指導者及び審判の登録に関する事業
- (5) 本県を代表するチームの編成及び競技会への派遣に関する事業
- (6) サッカーの広報及び普及に関する事業
- (7) サッカーを通じた地域間交流及び国際交流に関する事業
- (8) サッカーに関する功労者及び優秀競技者の表彰に関すること。
- (9) サッカー競技場の整備に関すること。
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(3) 名誉会員 この法人の運営に功労のあった者で社員総会において推薦された個人又は団体

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、代表理事が別に定める入会申込書に入会金を添えて提出し、理事会の承認を得るものとする。

2 名誉会員に推薦された者は、本人の承諾をもって会員となるものとする。

3 この法人の入会金は、次のとおりとする。

(1) 正会員 金5,000円

(2) 賛助会員 1口 金10,000円

4 名誉会員は、入会金を納めることを要しない。

(経費等の負担)

第7条 正会員及び賛助会員は、毎年度、次に掲げる会費を納入しなければならない。

(1) 正会員 金5,000円

(2) 賛助会員 1口 金10,000円

2 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

3 この定款に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(任意退社)

第8条 会員は、代表理事が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合は、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって、当該会員を除名することができる。

(1) この法人の定款又は規則の規定に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、秩序を乱し、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、当該社員総会の会日の1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が解散したとき。

(3) 1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(5) 総会員の同意があつたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 退会し、又は除名された会員が既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 社員総会

(種類)

第12条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会は正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする

(権能)

第14条 社員総会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り決議することができる。

(開催)

第15条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めて招集の請求をしたとき。

(2) 総正会員の5分の1以上から、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったとき。

(招集)

第16条 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所並びに審議事項及びその内容を記載した書面をもって、社員総会の会日の1週間前までに発する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した正会員の中から選出する。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使等)

第19条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置かなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数、主席者数及び出席者の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
 - (3) 議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及び発言の要旨
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - (6) その他法令で定める事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人を2名以上が、署名及び押印しなければならない。

第5章 役員等

（役員の設定等）

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事25名以上35名以内
 - (2) 監事2名
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、5名以内を副会長、1名を専務理事、5名以内を常務理事とすることができる。

（選任等）

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 監事は、相互に親族その他の特別な関係にある者であってはならない。

（理事の職務権限）

第23条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を施行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 会長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務

の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第24条 監事は、次に掲げる業務を行い、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- (1) 財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は理事の業務の執行について、不正を発見したときは、これを理事会及び社員総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求すること。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況について調査することができる。

(任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第26条 役員が次の各号の一に該当する場合は、社員総会の決議により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、職務を懈怠したとき。
- (3) その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 理事を解任する場合は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

3 監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(報酬等)

第27条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 役員に対する報酬の支給及び費用の弁償に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、会長が別に定める。

第6章 名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与

(名誉会長及び名誉副会長)

第28条 この法人に名誉会長及び名誉副会長を置くことができる。

2 名誉会長及び名誉副会長は、「本協会」に特に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、社員総会において推戴する。

3 名誉会長及び名誉副会長は、名誉会員とする。

4 名誉会長及び名誉副会長は、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

(顧問及び参与)

第29条 この法人に顧問及び参与をそれぞれ若干名置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

4 顧問及び参与の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

第7章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置き、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 社員総会に付議すべき事項の決定

- (2) 社員総会の議決した事項に関する執行
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選任及び解職
- (5) この定款に別段の定めがある場合を除き、諸規程の制定、変更及び廃止
- (6) その他社員総会の議決を要しない会務の執行
(開催)

第32条 定時理事会は、毎年3回以上開催する。

2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めて招集の請求をしたとき。
- (2) 理事から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第24条第1項第4号により監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所並びに審議事項及びその内容を記載した書面をもって、理事会の会日の3日前までに発する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、当該理事会に出席した会長及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

第8章 基金

(基金の拠出)

第37条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第38条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会で決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第39条 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第40条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会で決定したところに従って行う。

第9章 会計

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに次の書類を会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないと

きは、会長は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 公益目的支出計画実施報告書

(4) 貸借対照表

(5) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を経て、会長が任免する。

4 事務局職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、会長が別に定める。

(備付帳簿及び書類)

第45条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければ

ならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する名簿

(3) 許可及び認可等並びに登記に関する書類

(4) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書

(5) 社員総会及び理事会の議事に関する書類

(6) 収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類

(7) 資産台帳、負債台帳及び正味財産の状況を示す書類

(8) その他必要な帳簿及び書類

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 補則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第50条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、熊谷明夫とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第31条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

令和 4年 6月25日 改正